

各種割引運賃について

(1) 障がい者割引運賃について

○割引対象者

- ①身体障がい者手帳を提示の方及びその介護人1名まで
- ②精神薄弱者及び知的障がい者療育手帳を提示の方及びその介護人1名まで
- ③精神障がい者保健福祉手帳を提示の方

○障がい者割引区分

対象者 手帳の交付を受けている方	区分	本村交通
		通常運賃
身体障害者手帳 (第1種)	本人	5割引
	介護人	5割引
身体障害者手帳 (第2種)	本人	5割引
	介護人	割引なし
療育手帳(A)	本人	5割引
	介護人	5割引
療育手帳(B)	本人	5割引
	介護人	5割引
精神障害者保健福祉手帳 (1級)	本人	5割引
	介護人	5割引
精神障害者保健福祉手帳 (2級)	本人	5割引
	介護人	割引なし

(2) 子ども割引について

中学生以上 (大人)	大人料金
小学生 (小児)	小児運賃 (大人料金の半額)
その他	旅客 (小学生以上) が同伴する 1～6 歳未満の小児については、旅客 1 人につき 1 人を無賃とし、1 歳未満の小児については、無賃とする

(3) 敬老特別乗車券 (バス券) について

都城市内においては、1 回の乗車につき 100 円とする。